

景品表示法における不当表示に係る課徴金制度導入の検討
についての基本的な考え方

2014年2月25日

経団連 経済基盤本部

1. 基本的な考え方

- ・ 一連の事件を踏まえて消費者の信頼を得るための制度整備を検討することは理解するが、まずは景品表示法などの現行ルールの周知及び徹底を優先すべきである。
- ・ 故意に消費者を混乱させたり、不正であることを知りながら不当表示を行うような悪質事業者については、市場から排除されるべきであり、厳格かつ迅速な対応が必要。
- ・ その上で、課徴金制度を導入すべきかについては、どのような場合にどの程度の課徴金を課すべきか、また、徴収した課徴金をどのように取り扱うかについて、制度の趣旨・目的を踏まえた慎重かつ十分な検討が必要。

2. 課徴金制度導入の検討について

(1) 課徴金制度の趣旨・目的について

- ・ 課徴金制度の目的は、違反行為の抑止である。
 - 課徴金制度の目的は、消費者の自主的かつ合理的な選択を歪めるような悪質性の高い違法行為に対して行政的な制裁を課し、違反行為を抑止することとすべき。

(2) 対象事案について

- ・ 悪質性の高い事案に対象を限定すべき。
 - 不当表示といっても、故意に行う悪質性の高いものから、単なるミ

スといえるものまで様々。

- ▶ 課徴金は、カルテルやインサイダー取引のような定形的に悪質性が高い事案について、違反行為の抑止という行政目的を達成するための制度。実際と異なると知りながら敢えて虚偽の表示をするなど、悪質性の高い事案に対象を限定すべき。
- ▶ 不当表示であるか否かの判断が微妙な事例は多く（たとえば食品には地域によって名称が異なるものや、同一種の範囲が明確でないものがある。）、あらゆる場合に課徴金のリスクが伴う制度では、事業者混乱や萎縮効果が生じかねない。
- ▶ 課徴金という重い行政制裁を課すのであれば、処分の前提としての審査や事前手続など一定のデュープロセスが確保される必要がある。あらゆる不当表示事案について課徴金を課すことになれば、かえって機動的な行政の対応の足かせとなるおそれがある。

(3) 算定方法について

- ・ 違反行為の抑止という行政目的を超える額の課徴金が課されることがないようにすべき。

(4) 加算・減算・免除措置について

- ・ 間違っただけの表示に基づく被害に応じて既に顧客に何らかの対応（返品・返金・交換など）をしている場合の行政措置の適否も検討すべき。
 - ▶ 事業者が消費者に対して返金等を行っている場合には、不当な収益が残っているとはいえない。
 - ▶ 事業者の自主的な取り組みを尊重する制度とすべき。

(5) 徴収した課徴金の取扱いについて

- ・ 徴収した課徴金については国庫に入れ、制度の趣旨・目的に沿った取扱いをすべき。

- 特に、徴収した課徴金を消費者団体など特定の者に配布することについては、課徴金制度の趣旨・目的を踏まえると不適切。
- 消費者団体への経済的支援のあり方については、別途、消費者政策の予算配分の中でその適否を論ずるべき。

以 上